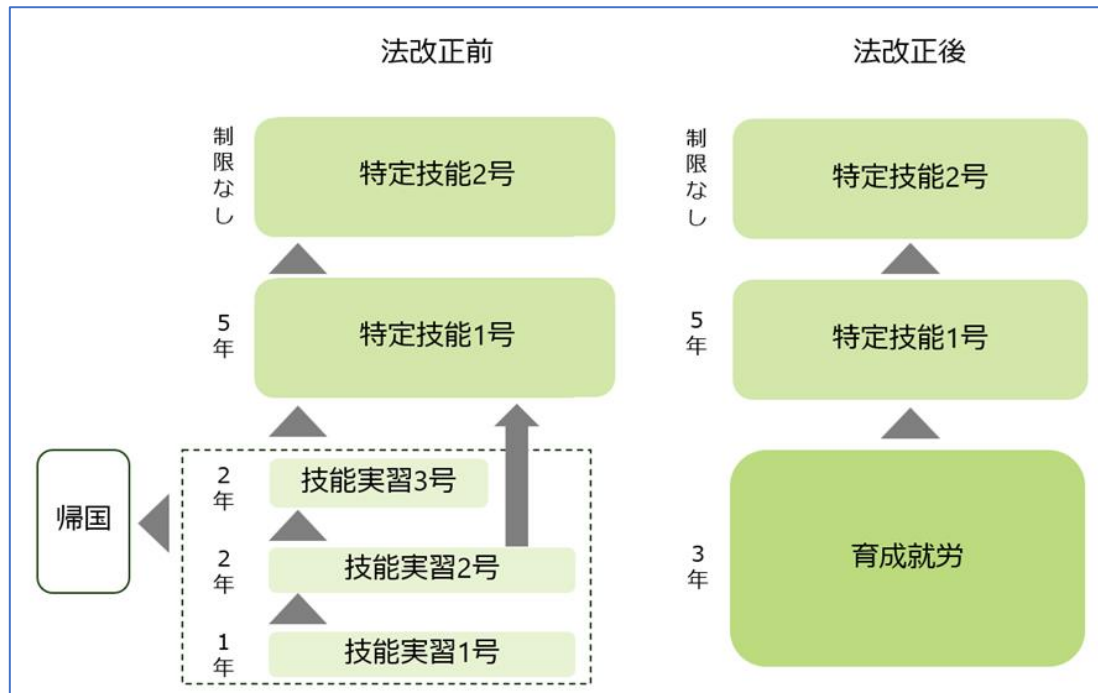


外国人「育成就労制度」について（基本的なこと）

1. 概要

2027年4月（予定）から「技能実習制度」に代わり新たにスタートする制度。制度の目的は、我が国の産業人材の育成と確保。国際人材協力機構（JITCO（ジッコ））が推進機関。



《図表3》政府の有識者会議が打ち出した技能実習見直しの方向性

	【技能実習制度】	【新たな制度】
制度の目的	人材育成を通じた 国際貢献	人材確保と人材育成 (特定技能は適正化し引き続き活用)
対象分野	特定技能と不一致	特定技能と一致 (中長期的なキャリアパスを構築)
転籍	原則不可	人材育成に由来する転籍制限は 残しつつ、従来よりも緩和
日本語能力	能力や教育水準 の定めなし	一定水準の日本語能力を確保 (就労前の能力を担保する方策や 就労後の能力向上の仕組みを構築)
管理監督・ 支援体制	監理団体の指導監督・ 支援に不十分な面／ 悪質な送出国機関が存在	監理団体の要件を厳格化／ 悪質な送出国機関を排除

(出典) 出入国在留管理庁・技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議
「中間報告（案）」（2023年4月19日）より作成。

2. 対象分野（16 職種）は、特定技能 1 と同じ

（2025. 3. 7時点）

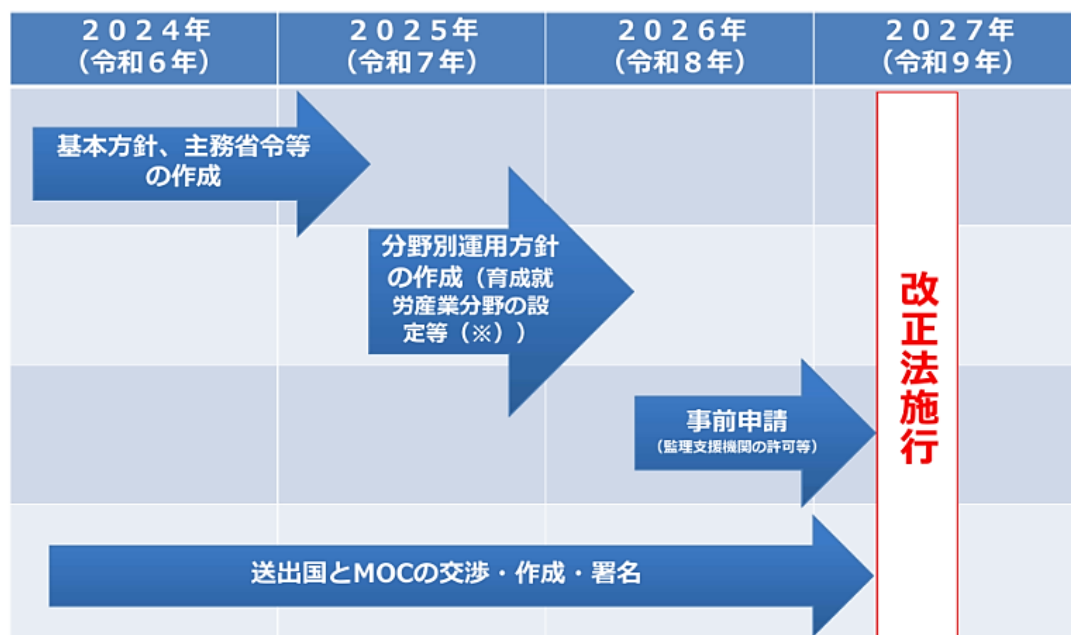
介護	造船・船用工業	農業	自動車運送業
ビルクリーニング	自動車整備	漁業	鉄道
工業製品製造業	航空	飲食料品製造業	林業
建設	宿泊	外食業	木材産業

（参考）特定技能とは、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により、不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）。

3. 育成就労と特定技能のイメージ

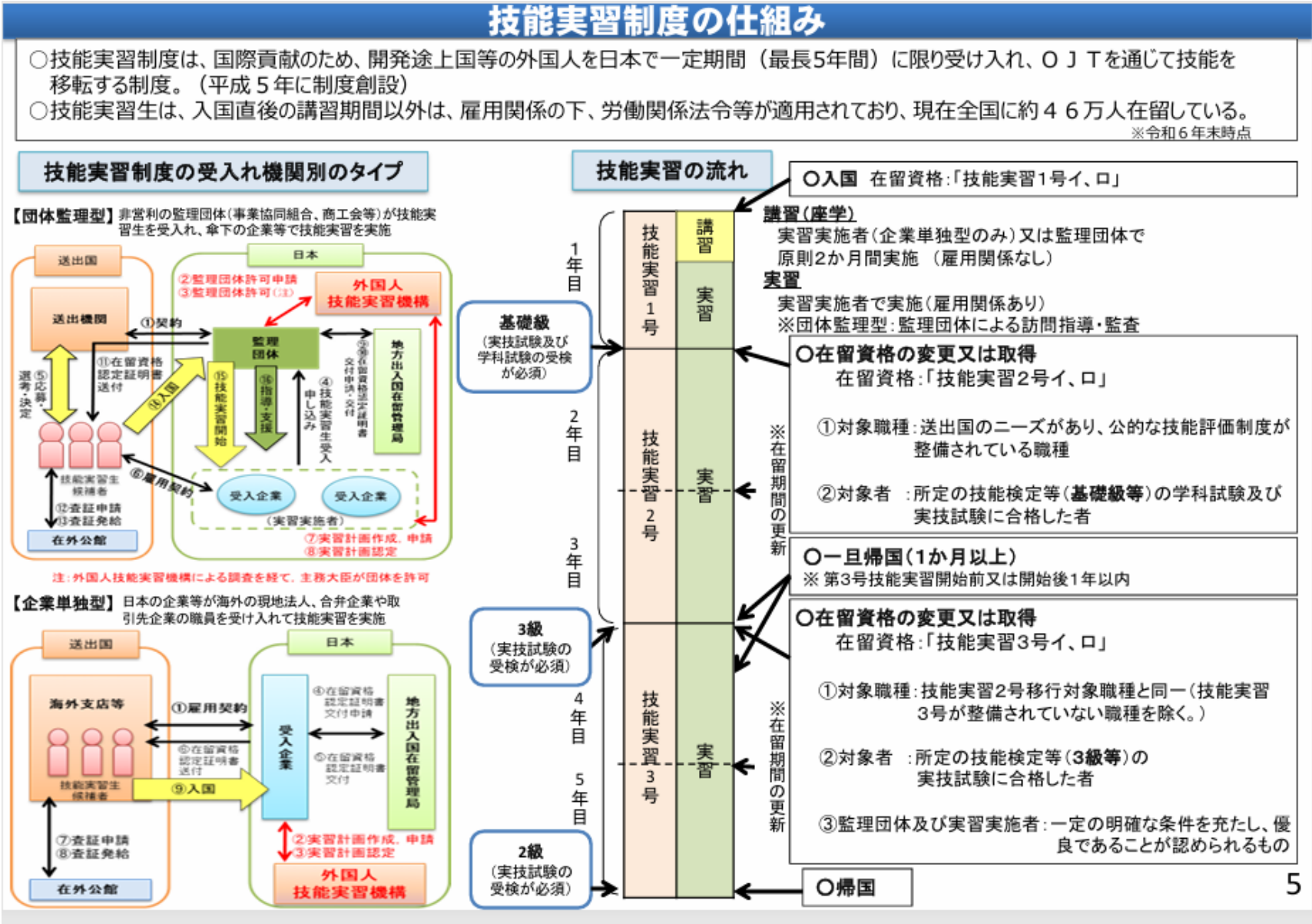
就労外国人のキャリアアップのイメージ				
	育成就労	特定技能 1号	特定技能 2号	永住者
期在留	基本的に3年	最長5年	更新可能	更新手続き 不要
転籍	制限期間は分野 別に1～2年の 範囲(当分の間)	転籍可	転籍可	就労制限 なし
能力 日本語	入国時N5相当、 転籍は試験合格 (分野別にN5～ N4の範囲)	N4合格	N3合格	問わない

4. 施行までのスケジュール



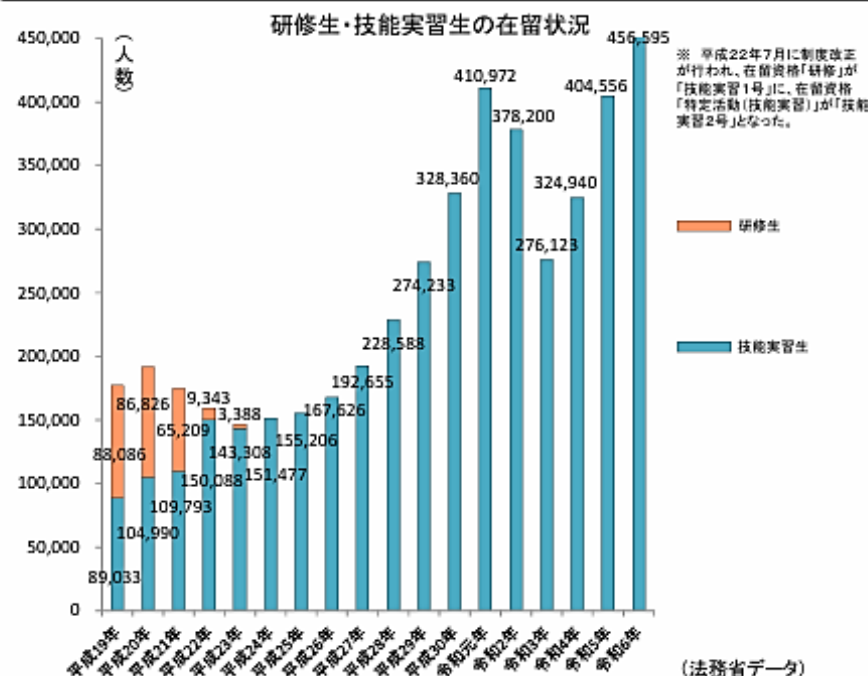
※ 育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

(参考) 技能実習制度について (おさらい)

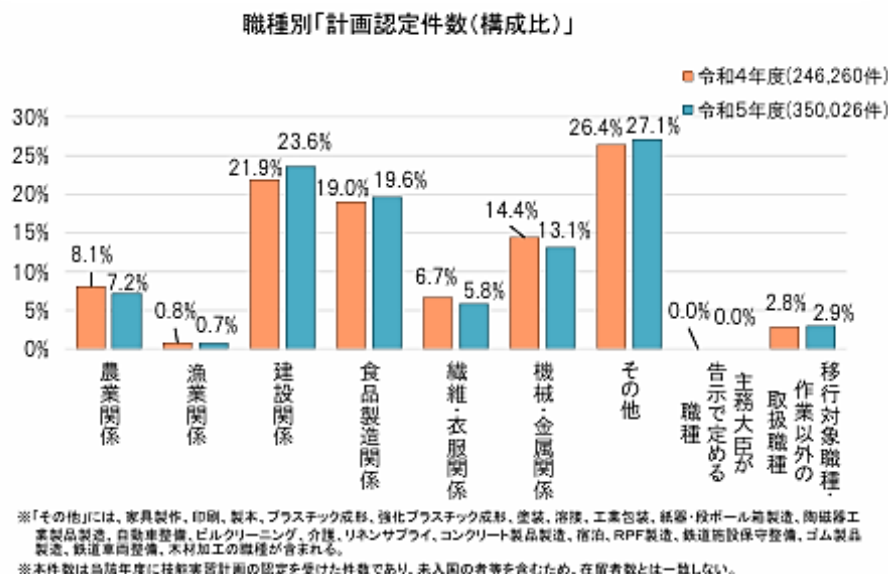


技能実習制度の現状

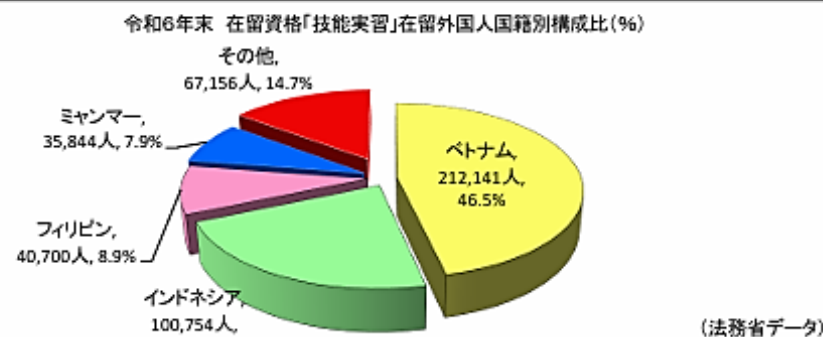
1 令和6年末の技能実習生のは、456,595人



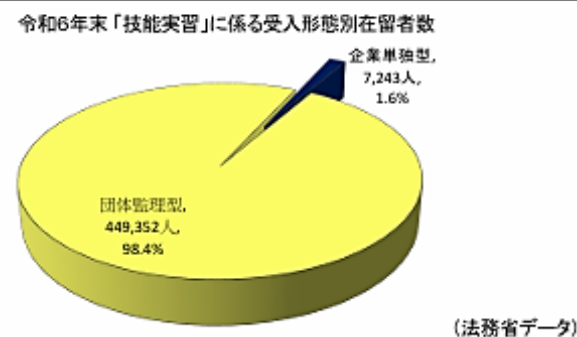
3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。



2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③フィリピン



4 団体監理型の受入れが98.4%



基本人数枠

実習実施者の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

(参考)旧制度の基本人数枠

実習実施機関の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
50人以下	3人

※ 常勤職員数には、技能実習生(1号、2号及び3号)は含まれない。

人数枠(団体監理型)

通常の者		優良基準適合者		
第1号(1年間)	第2号(2年間)	第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍

人数枠(企業単独型)

企業	通常の者		優良基準適合者		
	第1号(1年間)	第2号(2年間)	第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業	基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍
上記以外の企業	常勤職員総数の20分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の5分の1	常勤職員総数の10分の3

- 団体監理型・企業単独型ともに、下記の人数を超えてはならない。
(1号技能実習生:常勤職員の総数、2号技能実習生:常勤職員数の総数の2倍、3号技能実習生:常勤職員数の総数の3倍)
- 特有の事情のある職種については、事業所管大臣が定める告示で定められた人数とする。
- やむを得ない事情で他の実習実施者から転籍した技能実習生を受け入れる場合、上記の人数枠と別に受け入れることを可能とする。